

## 福井市運転免許自主返納支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者の運転免許の自主返納を促進し、及び支援する事業の実施に関し必要な事項を定め、高齢者を当事者とする事故を減少させることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第84条に規定する全ての運転免許について、法第104条の4第1項の規定に基づきその全ての取消しを申請し、当該運転免許証を都道府県公安委員会に返納することをいう。
- (3) 高齢者 運転免許自主返納時において満65歳以上の者をいう。

### (対象者)

第3条 この事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている高齢者であって、平成28年4月1日以降に運転免許証を自主返納したものとする。

### (支援の内容)

第4条 市長は、対象者に対して、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 運転免許証自主返納証明証(様式第1号)の交付
  - (2) 反射材等の交付
  - (3) 次に掲げるもののうちいずれか1点の交付
    - ア ICカード(2,000円分(デポジット500円分含む))
    - イ 福鉄バス回数券(2,000円分)
    - ウ 福井鉄道の乗車券等引換券(2,000円分)
    - エ 福井市運転免許返納者えちてつ割引証
    - オ ふくチャリの1日パス2日分または月額会員基本料金2か月分無料(2,000円分)
- 2 前項各号に規定する支援(以下「支援」という。)は、1の対象者につき1回限りとする。

### (申請)

第5条 支援を受けようとする者は、福井市運転免許自主返納支援申請書(様式第2号)に次に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 都道府県公安委員会が交付する申請による運転免許の取消通知書又はその写し
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請があったときは、必要な事項を審査し、支援を決定する。

### (支援の取消し)

第6条 市長は、対象者が虚偽その他不正な手段により支援を受けた場合は、支援を取り消すことができる。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに支援の決定があったものについては、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（表）

	
【タクシー割引専用。身分証明書ではありません。】	
<b>運転免許証自主返納証明証</b>	
住 所	福井市大手3丁目10番1号
氏 名	福井 福子
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
運転免許証を自主返納したことを証明する 令和〇〇年〇〇月〇〇日から有効	
発行年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
登録番号	〇〇-〇〇 福井市長 〇〇 〇〇
	

（裏）

<b>注 意 事 項</b>
1 75歳以上の方が乗車時に本証を提示すると タクシー運賃が1割引となります。 ただし、本証が使用できないタクシー事業者 もありますので、ご注意ください。
2 本証は、身分証明書として使用できません。
3 本証は、本人以外は使用できません。

備考 大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

様式第2号 (第5条関係)

福井市運転免許自主返納支援申請書

福井市長 あて

次のとおり運転免許の全部を自主返納しましたので、関係書類を添えて申請します。

申請者	住 所	福井市		
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
	電話番号			
代理人 <small>※本人以外の 場合は記入必要</small>	住 所	福井市		
	氏 名			申請者との続柄( )
	電話番号		申請者との関係	<input type="checkbox"/> 同一世帯の親族 <input type="checkbox"/> 代理人
希望する 支援内容	① 次のうちいずれかひとつを選択してください。 <input type="checkbox"/> 「ICOCA」カード2,000円分 (デポジット500円分含む) <input type="checkbox"/> 福鉄バス回数券2,000円分 <input type="checkbox"/> 福井鉄道の乗車券、回数券、企画切符との引換券2,000円分 <input type="checkbox"/> えちぜん鉄道割引証 (普通乗車券・一日フリーきっぷが3年間2割引) <input type="checkbox"/> ふくチャリ (1日パス2枚・月額会員基本料金2か月分無料) ② <input type="checkbox"/> 運転免許証自主返納証明証 (運転経歴証明書 あり・なし) ③ <input type="checkbox"/> 反射材等 ※ <u>代理人の場合、運転免許返納者えちてつ割引証の交付には申請者の顔写真(無背景、無帽で半年以内に撮影したもの)が必要。</u>			
<b>&lt;受領等確認書 兼 誓約書&gt;</b>				
申請場所等	<input type="checkbox"/> 支援内容を全て受領した。 <input type="checkbox"/> 反射材等のみ受領し、他は申請者宅への郵送に同意する。 <input type="checkbox"/> 郵送で申請し、希望する支援内容は申請者宅への郵送に同意する。			
代理人として支援内容を受領した場合、支援内容は申請者に渡すことを誓います。 さらに、支援内容として運転免許返納者えちてつ割引証を希望した場合、申請者情報を市からえちぜん鉄道に提供すること及び当該割引証の有効期間終了後にえちぜん鉄道から申請者に対して「えちぜん鉄道サポーターズクラブ」勧誘のお知らせが送付されることに同意します。				
年 月 日				
申請者・代理人 氏名 _____ <small>※本人が手書きしない場合は記名押印</small>				
(添付書類) <input type="checkbox"/> 申請による運転免許の取消通知書の写し <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書の写し				

※この支援事業は、1人につき1回限りのものです。

<市受付欄> 年 月 日 (担当者: )	<市確認欄 本人確認書類> 1 運免・運経・マイナ・住基・旅券・在カ・特永・障手 2 資格確認書・保険証 (有効期限内のもの)・年金 3 その他 (取消通知書・ ) <郵送確認欄> 年 月 日済 (担当者: )
----------------------------	--